

わくわくあomorい子育てプラン

〈ダイジェスト版〉

青森県次世代育成支援行動計画

前期計画

(平成17年度～平成21年度)



平成17年2月

青森県

「心ゆたかに、たくましく、
思いやりをもったやさしい子ども

やさしく見つめて子どもを守り、
思いやりをもって子どもを育てる
和気あいあいとした家庭

あたたかく、広い心で、子どもを
ほめて励ます、ふれあいあふれる地域社会」



青森の豊かな自然の中で、自然の息吹を聞き、自然にふれ、自然の中で心豊かに育つ。

歴史の中に連綿と流れる先人の偉大さ、力強さ、知恵を受け継ぎ、未来に向けて希望と夢に心躍らす。

青森の豊かな文化の中で、家族や地域の人達に温かく見守られながら育ち、いきいきと
瞳輝く子どもたち。

青森県で生まれ育つ子どもたちが、青森県に生まれて良かった、青森県で育って良かった、青森県にずっと住んでいたいと思うような青森県でありたいと思っています。

県では、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ子育て環境づくりを目指して平成17年度から平成21年度までの5か年計画として、このプランを策定しました。

策定にあたっては、すべての子どもが幸せに育つことを大切にする「子どもの育ち」、すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする「親の育ち」、すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする「地域の支え合い」という3つの視点を明確にしなが、母性並びに子どもの健康の確保及び増進や子どもへの虐待防止対策の充実、命を大切にする心を育む環境づくりの推進などを施策の目標に掲げました。

子どもたちは、社会の宝です。

今後、このプランに沿って、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援する社会づくりを目指していきたいと思、県民の皆様のお力をお願、御参加をお願いします。

このプランの策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの県民の皆様、青森県次世代育成支援対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成17年2月

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

1 わくわくあおもり子育てプランの概要	1
1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの性格・位置づけ	1
3. プランの役割	1
4. プランの期間	2
5. プランの進行管理	2
2 総 論	3
第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	3
第2章 青森県がめざす子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会	5
1 基本理念	5
2 基本的視点	5
3 基本目標	6
4 施策の体系	7
第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策	9
1 安心して子どもを生み育てるために 一家庭での子育てを支援しますー	9
(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	10
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	11
(3) 障害児対策の充実	12
(4) 子どもへの虐待防止対策の充実	12
(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	13
2 健やかに心豊かに育つように 一豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進しますー	14
(1) 子どもの権利擁護の推進	14
(2) 次代の親の育成の推進	14
(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	14
(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実	16
(5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進	17
(6) 自然とふれあう体験交流の促進	18
3 働きながら子どもを育てるために 一仕事と子育ての両立を支援しますー	19
(1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進	19
(2) 男性を含めた多様な働き方の見直し	19
(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進	20
4 安全安心な子育てをするために 一子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますー	21
(1) 子どもの安全の確保	21
(2) 子育てを支援する生活環境づくり	22
(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	22
5 みんなが子育てに参加するために 一子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進しますー	23
(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進	23
(2) 家庭や地域の教育力の向上	23
(3) 普及啓発活動の推進	24
(4) 推進体制の整備	24

1 わくわくあおもい子育てプランの概要

1. プラン策定の趣旨

本県の将来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で地域の人たちに温かく見守られ、のびのびと心豊かに育つことは、県民すべての願いです。

しかし、急速な少子化の進行は、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすほか、子ども自身の自主性や社会性を損なうなど、子どもの成長に与える影響も心配されています。

平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来少子化の主たる要因と言われてきた晩婚化に加え、「夫婦の出生率そのものの低下」が指摘され、このままでは少子化は更に進行し、人口減少社会の到来が予想されています。

この流れを変えるために平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は今後10年間の集中的・計画的な取組を推進することとなりました。

この法律では、地方公共団体及び企業が「行動計画」を策定することになっています。

本県ではこの計画を策定するに当たり、県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念とし、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、「わくわくあおもい子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」を策定しました。

2. プランの性格・位置づけ

このプランは、「次世代育成支援対策推進法」第9条1項に基づき、本県のすべての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

策定に当たっては、これまでの本県における子育て支援計画である「あおもいすくすく子育てプラン」や「青森県社会福祉基本計画」における取組との継続性を保ち、同時に「生活創造推進プラン」と整合性を図っています。

3. プランの役割

このプランは、行政だけでなく、事業者、県民の方々がそれぞれの立場で取り組むための指針として策定されています。

- ・ 県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- ・ 市町村に対しては、計画に沿って、県との一体的な取組を期待します。
- ・ 国に対しては、計画が示す施策について、必要な措置と事業の推進を期待します。
- ・ 事業者には、雇用する労働者が、家庭と仕事との両立が図られるよう雇用環境の整備に努め、計画の推進に協力することを期待します。
- ・ 県民の皆さんには、計画の内容について理解と協力を得るとともに、自主的、積極的な活動を期待します。

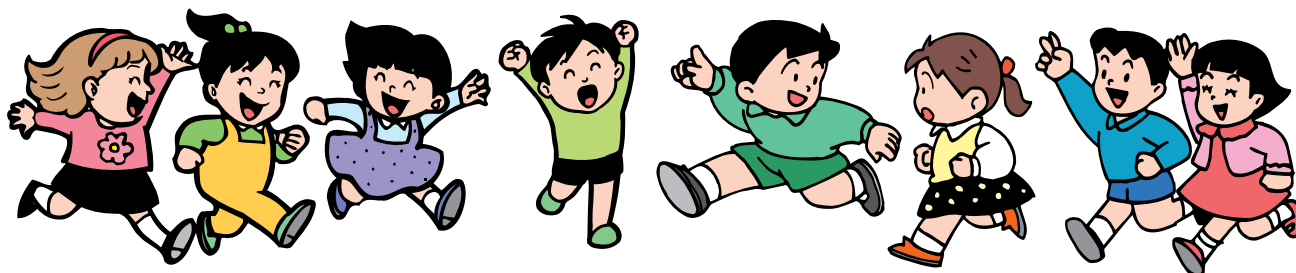
4. プランの期間

「次世代育成支援対策推進法」では、平成17年度を初年度とし、平成26年度を最終年度とする10か年計画を立てることとしています。本計画は、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を第1期とし（前期計画）、平成21年度に必要な見直しを行ったうえで、平成22年度からの後期5か年を定めることとしています。なお、今後、様々な状況の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
前期計画期間（前期計画）										
					見直し	後期計画期間（後期計画）				

5. プランの進行管理

このプランの推進に当たっては、子育てに関連する多くの分野と連携を図りながら取り組むことが必要とされます。そのため、全庁的な体制の下に、各年度において実施状況を一括して把握・点検すると共に、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成する「青森県次世代育成支援対策推進協議会」と連携しながら、その後の対策を検討します。また、毎年少なくとも一回、このプランの実施状況等をホームページ等に掲載して公表するとともに、県民の皆様の御意見等をいただきながら、その後の対策の実施やプランの見直しなどに反映させて進行管理を行います。



2 総論

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

近年の少子化の進行、核家族化や都市化の進展、女性の社会参画などを背景に子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。この変化が、子どもの成長や子育てのあり方にも影響を与えています。

1 少子化の動向

子どもの数と生産年齢人口が減り続けています。

本県の人口は、昭和60年をピークに減少しています。平成15年10月1日現在の推計人口は146万50人ですが、平成42年には126万5千人になると予測されています。14歳未満の年少人口は昭和30年をピークに減少しており、平成9年には老年人口が年少人口を上回りました。年少人口は平成2年から12年にかけて市部で20%、町村部で29%減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいます。また、平成15年の出生数は11,723人で、平成14年を711人下回り、過去最低となっています。合計特殊出生率も1.35と過去最低となっており、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むこととなります。

⇒資料編：[資料1] 人口の推移、出生の動向

注：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

2 婚姻と出産の動向

晩産化、少産化の進行が出生率の低下に影響を与えています。

婚姻率は昭和45年以降低下し続け、平成15年は4.9と全国平均5.9より低く全国42位となっています。平均初婚年齢は、男女ともに戦後ほぼ一貫して上昇しており、平成15年の平均初婚年齢は男28.8歳、女27.0歳で、生涯未婚率は平成7年から12年にかけて男性の未婚率が急激な上昇が見られています。母の年齢別出生率をみると、20歳代の出生率は平成7年から平成14年では約半分になっており、母の出産年齢は30歳代へと移ってきています。

⇒資料編：[資料2] 婚姻の動向、晩産化・少産化の動向

注：婚姻率とは、人口千あたりの婚姻数です。
平均初婚年齢とは、結婚式を挙げたとき、または同居を始めた時の早いほうの年齢の平均です。
生涯未婚率とは、45歳から54歳の未婚率の平均のことです。

3 家族や地域の状況

世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けています。

本県の世帯数は50万4,373世帯で、平均世帯人員は2.86人で減少傾向が続いています。世帯類型別では、核家族世帯の割合が54.2%であり、3世代世帯の割合が平成2年の22.3%から平成12年には10.1%と大きく減少しています。18歳未満の子どものいる世帯は31.8%と全体の約3割程度まで低下しています。

⇒資料編：[資料3] 世帯の動向

4 女性の就労状況

仕事と子育ての両立支援が求められています。

女性の就業者は、全就業者数の43.2%を占めています。女性の労働力率はどの年代も全国の女性より高くなっており、働いている女性が多いといえます。また、女性労働力率の特徴であるM字型カーブが見られています。産業別の女性就業者の割合は、サービス業が最も多く職業別では、生産工程・労務が多くなっています。

⇒資料編：[資料4] 就労状況、産業・雇用の状況

注：労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことです。
M字型カーブとは、出産育児により女性が非労働力化することが多い25～39歳において労働力率が低下する現象のことです。

5 地域の状況

都市部への人口移動が増加しており、地域のつながりが希薄化しています。

本県の人口は、郡部から市部へ移行しており、平成12年には市部と郡部の人口比率は6対4となっています。特に青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、平成12年は48.6%となっています。また、第1次産業の就業者割合が減少して第3次産業の割合が高まっており、地理的制約を超えて価値観を共有する人々との交流など選択的な交流が進んできており地域のつながりが変化してきています。

⇒ 資料編：[資料5] 地域の特性

6 子どもの心身の状況と生活の実態

子どもの健康と健全育成が課題となっています。

平成15年の乳児死亡率は3.8で全国2位となっています。また、平成12年の平均寿命は男女ともに全国最下位となっています。母子保健・医療体制の整備はもとより、保健と医療の連携強化や母体の保護、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成が必要となっています。また、遊びの質の変化により、子どもの遊びは室内での遊びが増加しており、屋外での遊びや自然体験が減少して、生活体験を深める機会が減少しています。

⇒ 資料編：[資料6] 子どもの心身の発育・発達の状況、こどもの年齢別・主要時間帯別の居場所

注：乳児死亡率とは、出生千あたりの生後1年未満の死亡数のことです。

7 子どもをめぐる問題

虐待や不登校、少年非行などについて、きめ細かな対応が求められています。

児童虐待相談件数、不登校児童生徒数ともに、平成13年度から減少傾向を示していますが、平成15年度の虐待相談件数は270件、平成14年度の不登校児童数は小学校267人、中学校1,331人となっています。少年非行では、平成15年に補導検挙された少年のうち、小学生が135人、中学生が811人となっており、前年より小中学生の補導検挙数が増加しています。

⇒ 資料編：[資料7] 子どもをめぐる問題の動向

8 子育て環境の状況

男女が共に社会参画できる子育ての環境整備が求められています。

男女の家庭での家事・育児時間は、依然として大きな差があります。また、女性が結婚出産後も社会参画するために、子育て環境の充実が最も望まれています。育児休業制度については、事業所の規模に比例して規定されているところが多くなっていますが、10人未満の事業所の7割はまだ育児休業制度が無い状況にあります。育児休業の取得率は、出産した女性の7割となっていますが、男性は1%に満たない状況にあります。

⇒ 資料編：[資料8] 子育ての実態、育児休業制度の利用状況、子育てに関する保護者の意識

9 地域の子育て支援サービスの提供状況

地域の子育て支援サービスの充実が求められています。

平成16年の保育所定員は33,208人、保育所数は489で、保育所普及率は全国平均より高く、保育サービスの充実が進んでいますが、保育所待機児童数は131人となっています。放課後児童クラブは47市町村215クラブが活動しています。地域子育て支援センターは平成15年度は38市町村74カ所で実施しています。地域の関係を大切にしながら人間関係を広げていくための支援が求められています。

⇒資料編：[資料9] 保育サービスの提供状況と利用の動向、地域における子育て支援の基盤整備の状況、豊かな心を育み、命を大切に育てる心を育むための環境づくりや地域の連携

第2章 青森県がめざす子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会

1 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

子育ては父母その他の保護者が責任を持って行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して地域や学校、企業など社会全体で見守り、必要な時に手助けし支えていくことが大切です。

地域の人たちが子育てを通して助け合い、支え合う社会を作り上げ、子どもを生み育てたいと思う人が、希望と喜びを持って安心して生み育てられるような環境を整えていくことが必要です。

また、子どもは、大人と同じ一人の人格を持った人間であり、自由と権利を有し、社会参画の機会を与えられる「権利の主体」です。子どもと親と地域が共に育ち合い、支え合う社会には、子どもの主体性を認め、権利や利益を尊重し、成長・発達の可能性が最大限発揮されるよう、一人ひとりのニーズに応じて、必要な支援を活用出来ることが大切です。

お互いの人格を尊重しつつ、親も子育てを通して親として成長し、地域もまた子育てを通じたふれあいの中で地域のつながりを育てていくことができる、ふるさと青森県を作り上げていくことが必要です。

2 基本的視点

青森県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点、すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点、すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点」を基本に据えて、子どもと親の育ちを応援していきます。

(1) すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点

青森県に生まれ育つすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、性別、親の職業など、どのようなことによっても差別されることなく、一人ひとりの幸せを大切にして育つ権利を持っています。子どもが健やかに育つために必要とする支援を受けることができ、すべての子どもが幸せに育つことを大切にします。

(2) すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点

青森県で子育てをするすべての親が、心身ともにゆったりと子育てができ、子育ての楽しみを見いだすことができるような環境が整えられていなければなりません。子育てをしている親やこれから親として育って行く若い人たちも含めて、様々な子育ての支援を活用することができ、子育てについての情報や子育てについての学習機会を得て、子育てを楽しみ、すべての親が子育てを通して親として育つことを大切にします。

(3) すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点

子どもは家庭を成長の基盤としてはいるものの家庭だけで育つものではなく、地域の様々な人たちとの交流を通して社会性を身につけ、人として成長していきます。すべての人が子育てを通して地域のつながりを深め、地域の助け合いが生じるような、地域の支え合いを大切にします。

3 基本目標

青森県の子育ては、一人ひとりの生活を大切に、誰もが心にゆとりを持って、安心して幸せに暮らせる子育て社会をめざします。次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育ち、子育てに希望と喜びを感じられる子育てを大切にする社会の実現に向けて、恵まれた自然環境の中で誰もが子育てを楽しめるふるさとづくりをめざします。

○あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県

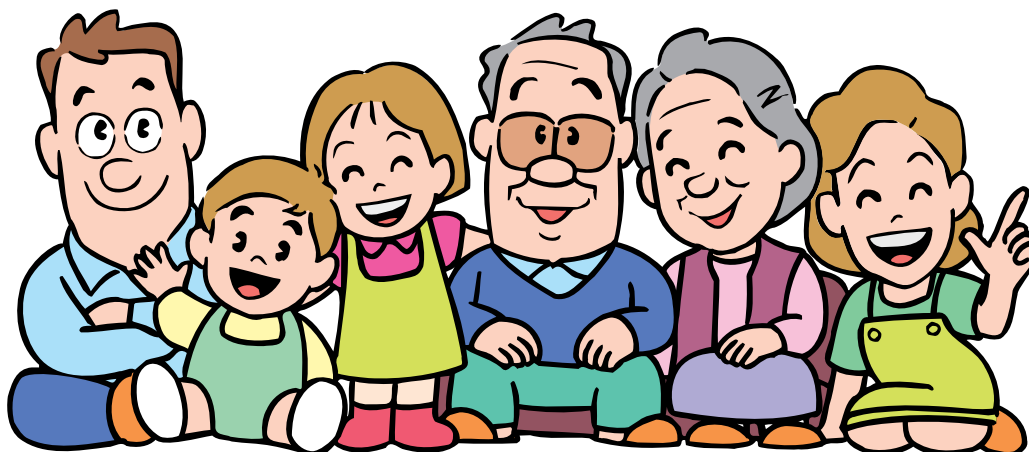
すべての子どもと親が、家族の絆を大切に、ゆとりをもって子育てができ、子どもが心豊かに育つあたたかい家庭環境と、子育てを通して親も親として成長し、地域みんなが子育てを通じたふれあいの中で地域の子育て力を高め、遊びや様々な体験を通して子どもがのびのびと心豊かに健やかに育つ地域環境を整えます。

○社会全体で子育てを支え合い、安心して子どもを生き育てられる青森県

子どもを生き育てることは、活力あふれる豊かな未来社会を築く営みでもあります。次代を担う子どもの社会的意義が理解され、子育ての心理的、肉体的負担感が軽減され、安心して子どもを生き育てられるよう、行政をはじめ、家庭、地域、学校、職場など県民一人ひとりが子育てに関心を持ち子育てに参加し、社会全体で子育てを支え合う仕組みを整えます。

○県民一人ひとりがお互いを大切に、男女が共に子育てを楽しめる青森県

子どもも大人も、男性も女性も、障害のある人もそうでない人も、すべての人がお互いを尊重しながら、いきいきと生活できる社会が求められています。様々なサービスを活用しながら男女が協働して子育てをすることで、子どもとふれあい、子どもの成長を喜び、子育てを楽しめる社会をめざします。



4 施策の体系

◎ 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

基本的視点

(1)すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点

施策の基本方針

施策目標

1.
安心して子どもを
生み育てるために
↓
家庭での子育てを
支援します

- (1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 障害児対策の充実
- (4) 子どもへの虐待防止対策の充実
- (5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

2.
健やかに心豊かに
育つように
↓
豊かな心、命を大切に
する心を育む支援と健
全育成を推進します

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 次代の親の育成の推進
- (3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援
- (4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実
- (5) 命を大切にする心を育む環境づくりの推進
- (6) 自然とふれあう体験交流の促進

3.
働きながら子どもを
育てるために
↓
仕事と子育ての両立を
支援します

- (1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進
- (2) 男性を含めた多様な働き方の見直し
- (3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

4.
安全安心な子育てを
するために
↓
子どもが安全に生活
できる環境づくりを
支援します

- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活環境づくり
- (3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

5.
みんなが子育てに
参加するために
↓
子育てをみんなで支
える地域社会づくり
を推進します

- (1) 地域における子育てネットワークづくりの推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 普及啓発活動の推進
- (4) 推進体制の整備

◎ 基本目標

あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県
社会全体で子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県
県民一人ひとりがお互いを大切に、男女が共に子育てを楽しめる青森県

(2)すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点

(3)すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点

重点施策

①子どもや母親の健康の確保(周産期医療システムの整備) ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実
④小児医療の充実 ⑤小児慢性特定疾患治療の推進 ⑥不妊治療対策の充実

①地域における子育て支援の総合的な推進 ②子育てに関する学習機会・情報提供の充実
③地域における子育て支援従事者の養成と資質の向上 ④子育ての経済的支援の検討

①特別支援教育の充実推進 ②障害児支援対策の充実

①子どもへの虐待未然防止対策の推進 ②子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

①家庭環境に恵まれない子どもに対する施策の充実 ②ひとり親家庭に対する支援の充実
③苦情解決システム等の構築

①学校・家庭・地域における人権教育の推進 ②子どもの権利擁護の普及啓発

①思春期性教育の推進 ②若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進

①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成 ③新しい時代に対応した教育の推進
④スポーツ・芸術文化活動の振興 ⑤健やかな体の育成 ⑥信頼される学校づくり ⑦幼児教育の充実

①不登校やいじめなどに対する対策の充実 ②少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進
③被害に遭った子どもの保護の推進

①命を大切にする心を育む県民運動の推進 ②命を大切にする心を育む教育の推進

①自然環境の保全とふれあいの推進 ②都市と農山漁村との交流の促進 ③地域食文化体験活動の推進

①仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの推進 ②多様な保育サービスの提供
③放課後児童対策の充実

①男性を含めた多様な働き方の見直しの普及啓発 ②育児休業取得への意識啓発の推進
③家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進

①農山漁村における仕事と子育てが両立しやすい環境づくりの推進

①安全な道路交通環境の整備 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進
③子育てにやさしいまちづくりの推進 ④犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進
⑤安全安心なまちづくりの推進

①子育てを支援する良質な住宅の確保への支援

①子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実 ②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①子育て支援機関のネットワークの推進 ②学校、医療機関、行政との連携の促進

①家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上

①社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進

①子育て支援を推進するために、特に支援に努める事業 ②県・市町村支援における推進体制の整備
③地域の推進基盤づくり

第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策

この章では、子育てに希望と喜びを持ち、子育てを楽しめる地域社会の実現に向け、平成21年度までの5年間に取り組む5つの基本方向とその施策目標について掲げています。

1 安心して子どもを生み育てるために－家庭での子育てを支援します－

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉の相談、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組めます。

2 健やかに心豊かに育つように－豊かな心、命を大切に作る心を育む支援と健全育成を推進します－

子どもの教育と子どもの豊かな心、命を大切に作る心を育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組めます。

3 働きながら子どもを育てるために－仕事と子育ての両立を支援します－

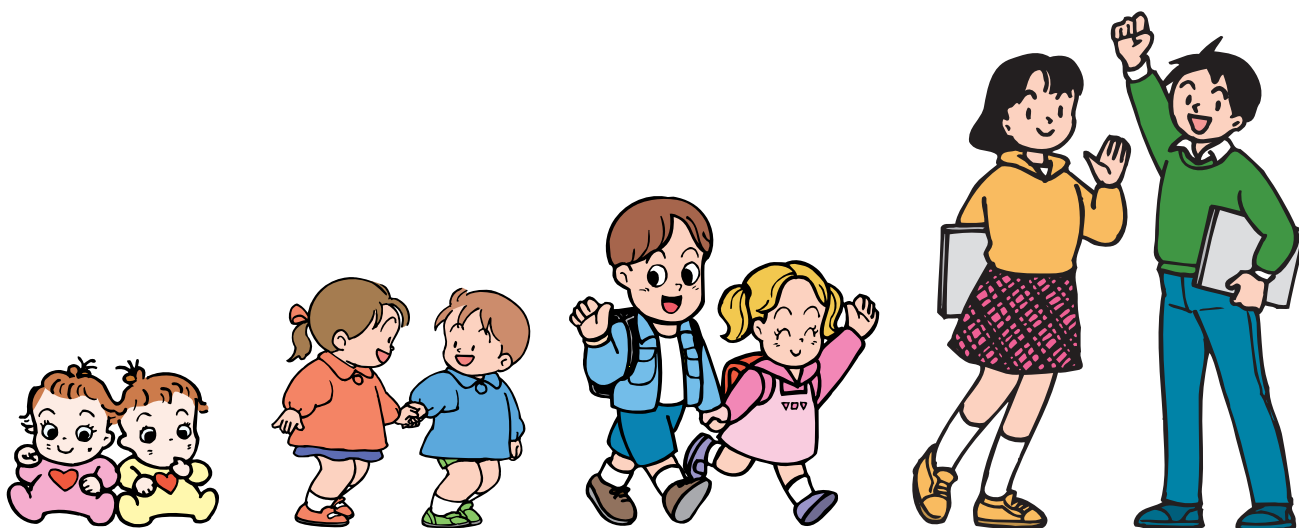
働きながら子どもを育てるための職場環境づくりの推進、働き方の見直し、農山漁村における子育て環境づくりについての施策に取り組めます。

4 安全安心な子育てをするために－子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します－

子どもを犯罪や交通事故などから守り、安全に生活できるまちづくりについての施策に取り組めます。

5 みんなが子育てに参加するために－子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します－

子育てを社会全体で支援するために、地域の教育力の向上や地域のネットワークづくりやプランの推進体制についての施策に取り組めます。



1 安心して子どもを産み育てるために

－ 家庭での子育てを支援します －

(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。本県の重要課題である乳児死亡率の改善を図るため、母子保健対策と周産期医療体制の充実が不可欠です。また、国が提示した21世紀の母子保健のビジョンであり、国民運動計画である「健やか親子21」の4つの課題を克服するための施策を推進します。次代の親となる思春期の子どもたちに対する保健対策を充実させ、さらに、支援を要する児童への対応などきめ細かな取組を推進します。

①子どもや母親の健康の確保（周産期医療システムの整備）

- ・総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療施設間のネットワークを効果的に運営し、全ての妊産婦、新生児が適切な医療を受けられる体制を整えることにより、安全な妊娠・出産を支援します。
- ・母体管理や育児支援など母子保健情報の提供や母子保健に関する学習機会の提供に努めます。
- ・育児不安の解消を図るための環境づくりをします。

②食育の推進

- ・乳幼児からの正しい食事の摂りかたや望ましい食習慣の確保により、食を通じた健康づくりや人間性の育成を図るため、意識啓発活動や調査研究を推進し、食育の理解の促進に努めます。
- ・学校給食をとおして生涯を通じて健康に過ごすための望ましい食生活のあり方についての意識を培うよう努めます。
- ・いのちを育む食の県民運動を推進し、農林水産業・食文化体験による食育の推進を図ります。

③思春期保健対策の充実

- ・思春期における乳幼児とのふれあい体験の実施など、母性・父性をかん養する育児教育の推進に努めます。
- ・学校との連携による一貫した保健教育体制の確立を目指すため、保健所によるモデル的な思春期健康教室と保健・教育関係者の育成研修・思春期関係者の連携推進会議を実施します。
- ・学校が地域の医師等の専門家と連携し、健康教育のための支援に取り組みます。
- ・保健所、市町村等における児童本人や家族の相談体制の整備に努めます。
- ・人格の基本である人間の性について、科学的な知識を得るとともに、生命の尊重、男女平等の精神に基づき、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身につけさせ、行動選択ができるよう、性についての教育を推進します。
- ・思春期における子どもの心の健康に関して、子ども自身が気軽に相談でき、また親の適切な対応を支援する体制づくりを、学校保健との連携により推進します。
- ・思春期における喫煙防止、薬物乱用防止教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。

④小児医療の充実

- ・小児医療の関係者による、地域にふさわしい小児救急医療体制のあり方や体制整備の方向性を協議調整する協議会を開催し、小児救急医療体制の充実策について検討を進めます。
- ・「小児救急医療体制検証・調査事業」の結果に基づき、本県で実施できる病院や診療所の連携策等による、地域での小児救急医療の充実を検討するとともに、各種対策により医師の確保に努めます。

⑤小児慢性特定疾患治療事業の推進

- ・小児慢性特定疾患の児童の健全な育成を支援するため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を推進し、医療の確立と普及を図り、医療費の負担軽減を図ります。
- ・小児慢性特定疾患等の疾病による家族の不安や孤立感の軽減のため、保健・医療・福祉の連携を図り、適切な療育指導を実施します。

⑥不妊治療対策の充実

- ・不妊に悩む男女に対し、不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報を提供するため、専門機関による相談体制等の整備を図ります。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安を解消し、多様な問題に総合的、重層的に対応する相談支援体制の整備を図るとともに、子育てに関する学習機会・情報提供を充実します。

また、家庭は、家族からの信頼と安らぎの中で、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会的なマナーなどが育まれる場であり、全ての教育の出発点であることから、家庭の教育力を高めるための支援を行います。

さらに、子育てに関する経済的支援に努めます。

①地域における子育て支援の総合的な推進

- ・子育て中の保護者の育児不安に係る相談に応じ、子育て中の保護者が気軽に集い、相互に交流できるスペースの提供や子育て情報の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援などに努めます。
- ・子育て中の保護者が傷病、災害、出産、看護、介護や育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するなどの事情により一時的に保育が必要となったり、疾病その他の理由により家庭で児童を養育することが一時的にできない場合に、一定期間児童養護施設などで養育を行う等の子育て支援を行います。
- ・必要な時に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるようにするために、市町村単位で構築、充実を図っている保健・医療・福祉包括ケアシステムを活用して、子育て支援サービスの総合的な推進を図ります。
- ・固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発を図ります。
- ・子どもや子育て、家庭教育に関する保健、医療、福祉、教育、警察等の相談機関の活動の充実を図るとともに、市町村と児童相談所等の専門機関の連携の強化を図り、地域に根ざした相談体制の充実を図ります。
- ・家庭における養育上の悩みや問題、子ども自身からの電話相談を受ける「子ども家庭支援センター総合相談事業」の充実を図ります。

②子育てに関する学習機会・情報提供の充実

- ・思春期の子どもと親を対象とした学校等での講座の開催を進めるとともに、公民館などの社会教育施設、幼稚園での学習機会の充実を図ります。また、男性の参加を積極的に促進します。
- ・0歳から中学生までの子どもを持つ全ての親に、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を配布し、家庭の教育力の向上を支援します。
- ・子育て情報誌の発行や出産・育児に関する諸制度についてのリーフレットの作成など、県民に対する情報提供に努めます。
- ・子育てに関する情報を、身近なところで提供する情報ボードの設置を推進するほか、子育てに関する情報を24時間提供できるホームページや電話自動音声応答システムを利用した情報提供システムの充実を図ります。

③地域における子育て支援従事者の養成と資質の向上

- ・ 県内の地域子育て支援センターや放課後児童クラブの水準確保のため、相互に情報交換できる会議の開催や職員の研修を実施します。
- ・ 地域における子育て支援の担い手である子育てメイト等の資質の向上を図り、児童相談所との連携を強化し、市町村との一体的な活動を支援します。
- ・ 地域において相談活動に従事する児童委員・主任児童委員の活動の活性化を図るため、研修を強化します。

④子育ての経済的支援の検討

- ・ 乳幼児やひとり親家庭等への医療費の助成や、勤労者の生活の安定を図るため、育児休業を取得した場合に生活に必要な資金を低利で融資する制度など子育ての経済的支援に努めます。

(3) 障害児対策の充実

障害を抱えた児童に対して、早期に対応することにより、障害を補完、治療し、それぞれの障害に応じた必要な支援を行い、子どもが本来持っている発達の可能性を最大限引き出すための総合的な取組を推進します。

①特別支援教育の充実推進

- ・ 様々な障害を抱えた子どもの教育的ニーズに対し、総合的な教育的支援体制の整備を図り、子どもやその保護者、教員に対し、障害、養育、就学、学習、進路等について適切な助言や支援を行い、悩みや問題状況の軽減・改善を図ります。
- ・ 特別支援教育の推進のため、教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実に努めます。

②障害児支援対策の充実

- ・ 身体に障害のある児童に対して、必要な医療の給付を行い、早期治療によって障害の軽減に努めます。
- ・ 知的障害や自閉症等の発達障害を有する児童に対して、早期の療育等総合的な支援体制の整備を推進します。

(4) 子どもへの虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組を進める必要があります。子ども虐待の未然防止対策を推進し、早期発見、早期保護、子どもや保護者に対する治療や支援などに積極的に取り組みます。

①子どもへの虐待未然防止対策の推進

- ・ 子どもへの虐待を未然に防止するため、広報紙等による広報活動や県民を対象とした講演会の開催、映画の上映などにより、意識啓発に努めます。また、再発防止のために、被虐待児童や保護者への治療的な支援を強化します。

②子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

- ・子どもへの虐待の早期発見と子どもの保護者及び家庭への対応を可能とするため、児童相談所の機能を一層強化し、きめ細かな対応を図ります。
- ・保育所、幼稚園等の子どもを預かる機関による早期発見体制を強化します。また、地域で住民からの相談に応じる市町村保健師等に対する研修を実施します。
- ・医療機関、警察、教育機関等により構成する青森県子ども虐待防止連絡協議会や市町村や地域の関係者で構成される地域のネットワークを中心として関係機関の恒常的な連携を深めるとともに、虐待事例検討委員会等による調査研究事業を推進します。
- ・乳児院や児童養護施設において被虐待児などの入所児童に対する心理療法を実施し、処遇の充実を図ります。
- ・虐待を受けた子どもとその家族を対象に、家族の再統合を目指した治療体制の充実強化を図ります。

(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

家庭環境に恵まれない子どもやひとり親家庭など様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を充実します。

①家庭環境に恵まれない子どもに対する施策の充実

- ・乳児院や児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設における処遇の充実、地域交流の推進、生活環境の充実を図ります。
- ・温かい家庭を提供し、健全な養育を行う里親制度についての普及啓発と、里親に対する研修の充実に努めます。

②ひとり親家庭に対する支援の充実

- ・離婚の増加を踏まえ、子どもの最善の利益を尊重しながら親子が安定した生活を営むことができるよう、専門的な立場からの相談支援に努めます。
- ・一時的な病気などの際に家事や育児の介護人を派遣したり、帰宅の遅い親に代わって児童養護施設等で一時預かりするなど、ひとり親家庭の子育て支援を充実します。
- ・ひとり親家庭の経済的自立を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付事業、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成に努めます。

③苦情解決システム等の構築

- ・社会福祉事業者段階における苦情解決体制の充実を図ります。
- ・当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情については、公正・中立な観点から第三者機関として設置された「青森県運営適正化委員会」で適切な解決を図ります。

2 健やかに心豊かに育つように

—豊かな心、命を大切に作る心を育む支援と健全育成を推進します—

(1) 子どもの権利擁護の推進

「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識を持って子どもと接し、人権を尊重した教育を推進します。

①学校・家庭・地域における人権教育の推進

- ・いじめなど子どもの人権に深く関わる事柄や男女の共同参画、高齢者や障害者との共生などについて、子ども自身が主体的に取り組むことができるよう、学校教育、家庭教育、社会教育のそれぞれにおいて学習の機会を充実します。
- ・社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施します。
- ・人権に対する意識を高めるためのモデル講座開催・人権学習ハンドブック作成等とおして、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発します。

②子どもの権利擁護の普及啓発

- ・子どもの権利擁護や子ども虐待未然防止に取り組む機運の醸成を図るための子どもの人権に関する講演会、シンポジウム等の開催、広報により、意識啓発を図ります。

(2) 次代の親の育成の推進

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。また、若年者が自立して家庭を持てるようにするための意識啓発や職業訓練等を行うことにより、就労を支援します。

①思春期性教育の推進

- ・10代の人工妊娠中絶の増加や性行動の低年齢化など、思春期の様々な問題を受け止め、避妊等の性教育を行い、思春期の人工妊娠中絶やエイズ等の性感染症を予防し、命を大切に作る心を育むための対策を推進します。

②若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進

- ・若年者に対して、職業に必要な資格の取得を支援し、基礎的な職業能力を身につけさせ、早期の就職に結びつける支援をします。
- ・フリーターに対し職業能力開発校で教育訓練を行い、企業実習を一定期間行うこと等により、若年者の就職の促進を図ります。
- ・若年者の雇用拡大を図るため、若年者に対し、職業に関する情報提供、職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等の雇用関連サービスを総合的に提供する体制を整備します。

(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

次代の担い手である子どもが個性豊かにたくましく生きるため、特色ある教育を展開し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもが豊かな人間性を備え自ら考え、行動し、未来を切り拓く力などの「生きる力」と「夢を育む心」を身につける教育を推進します。

①確かな学力の向上

- ・社会の変化に主体的に生きていくことができるよう、知識・技能、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身につけるために、一人ひとりの個性と創造性に配慮した、魅力あふれる学校教育を推進します。
- ・子どもたち一人ひとりを大切に、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制の実施を図ります。
- ・ものづくりの基盤技術を持つ優れた技能・技術者を小・中・高校に派遣し、技術指導などを実施し、技能・技術の継承を図ります。
- ・小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導上の課題を明らかにし、各学校が指導の改善に活用し、改善の方向性を示した資料を作成し、児童生徒の学力向上を図ります。

②豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、地域の人材の活用や体験活動等を活かした多様な取組を工夫し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。
- ・道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、教員の実践的指導力の向上を図り、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め相互の理解を図り、学校、地域社会における道徳教育の充実を図ります。
- ・豊かな体験活動推進地域や推進校を指定し、モデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校における豊かな体験活動の推進をします。
- ・ボランティア推進校の指定やボランティア活動の推進により、子どもたちの「福祉の心」を育みます。
- ・子どもが自発的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成や情報提供、交流活動の推進に努めます。
- ・県民の福祉活動への参加を促進するため、子どもを含めた住民参加による友愛訪問や見守り活動などを県内全域に拡大します。
- ・子どもたちが「生きる力」を身につけるよう、学校・家庭・地域社会の連携を強化するとともに、学校教育と社会教育の持つ機能を融合させる取組を推進します。

③新しい時代に対応した教育の推進

- ・国際社会の中で、外国の歴史や文化、習慣、価値観等を尊重できるよう、国際理解教育を推進するとともに、外国語指導助手による外国語教育の充実に努めます。
- ・児童、生徒の発達段階に応じ、主体的に情報や情報機器を選択し活用できるよう情報教育の推進に努めるとともに、情報機器、通信ネットワークを活用した教育を推進します。
- ・子どもの創造力や探求心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成する教育の推進を図ります。
- ・人と自然との共生や生命を尊重する意識を育むため、環境教育の推進に努めます。
- ・郷土の文化や歴史に対する理解を深めるため、郷土に関する教育の推進に努めます。

④スポーツ・芸術文化活動の振興

- ・豊かな感性を育むため、子どもたちによる文化・芸術活動や地域の伝統文化への参加を促進し、発表の機会の提供に努めるとともに、本県の優れた芸術文化や文化財の保存伝承に努めます。
- ・子どもたちが優れた芸術作品にふれたり、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

- ・映画や演劇、出版物など、子どもたちが楽しく利用し、知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す優良児童文化媒体の開発と普及を促進します。
- ・地域に根ざした魅力あるスポーツクラブ、スポーツ少年団の育成を推進するとともに、ニーズに応じた指導者の育成、配置を促進します。
- ・子どもたちが様々な機会と場所で、読書活動を行える環境づくりを推進するため、関係機関等と連携し、「子どもの読書活動の推進県民運動」を推進し、普及啓発を図り、読み聞かせ活動の支援体制を整備します。
- ・子どもの発達段階やそれぞれのスポーツニーズに応じた望ましいスポーツ活動を推進するため、指導者の研修・育成に取り組みます。

⑤健やかな体の育成

- ・子どもが運動に興味を持ち、運動に親しむ環境づくりを支援することで、進んで運動を行い、体力の向上を図るとともに生涯にわたり健康・安全な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- ・県立学校の運動部へ外部指導者を派遣し、指導者の資質向上のための研修を行い、運動部活動と地域社会の連携を深め、学校の部活動を支援します。

⑥信頼される学校づくり

- ・学校の教職員や児童生徒の安全対策能力の向上をねらいとした「防犯教室」を推進し、防犯や応急処置等についての研修を実施し、指導者の資質向上と安全な学校づくりを推進します。
- ・職員の資質能力を継続的に向上させるため、勤務評定のあり方について、調査検討を行います。
- ・中学生が住んでいる地域によって、受験機会を制限されず自由に選択できるように、学区による出願制限を撤廃し通学区域の制限を廃止します。
- ・学校安全推進モデル地域を指定し、地域と連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行い、成果を普及させます。

⑦幼児教育の充実

- ・地域の実情に応じた幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所、学校との連携の推進などに関するプログラムを作成します。
- ・私立幼稚園が子育て支援の一環として行う預かり保育の取組を支援をします。
- ・地域における子育て支援のために、幼稚園の施設や機能を地域に解放する取組を支援します。
- ・幼児期の家庭における教育の充実や地域における子育て支援の推進を図るため、幼稚園・教職員・親の連携による子育て支援活動の検討・研修等を実施します。

(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実

いじめや少年非行、不登校などの問題については、専門的な相談体制の強化、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、それぞれの立場から取組を強化します。

また、開かれた学校運営を推進するとともに、子どもに対する弾力的な対応や、スクールカウンセラーの配置などの取組に努めます。

①不登校やいじめなどに対する対策の充実

- ・いじめの解決に向けて、家庭、学校、地域社会など子どもに関わる全ての者がいじめは絶対にゆるさないうという共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすとともに、連携を図りながら一体となった取組を進めます。

- ・児童生徒の悩みや不安などの解消を図り、いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、小学校に子どもと親の相談員、中学校に学校生活相談員を配置し、児童生徒の問題行動等の解決を図ります。
- ・学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識や経験を有するもの等をスクールカウンセラーとして配置し、活用に関する調査研究を行います。
- ・東青教育事務所に相談員を配置し、電話や来所による相談、学校訪問を通して、児童生徒や保護者、教職員へ支援を行います。
- ・いじめや不登校などの児童生徒の抱える問題へ適切に対応するため、関係機関のネットワーク化を図ります。
- ・不登校やひきこもりの子どもに対し、お兄さんお姉さんにあたる大学生を派遣し、子どもの心の安定と自己回復力を引き出すふれあい心の友訪問事業を実施するとともに、児童相談所での相談・援助活動を充実し、問題の解決に努めます。

②少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進

- ・子どもの健全育成を推進する青少年育成県民運動を進めるとともに、非行防止に関する自主的活動の推進を図ります。
- ・少年非行防止JUMPチームによる非行防止に関する広報啓発活動のサポート等少年非行の防止と健全育成を推進します。
- ・子どもが非行を克服し、社会の中で自立した生活が営めるよう、関係機関との連携を図ります。
- ・児童自立支援施設における学校教育の充実に努めるとともに、対象となる子どもの問題の多様化など社会の変化に対応した処遇プログラムの開発に努めます。

③被害に遭った子どもの保護の推進

- ・被害少年に対して、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱し、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進します。
- ・虐待などにより心身に傷を受けた子どもを守るため、医療・福祉・教育・司法が連携し、心身の治療とその後のケアに努めます。

(5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

子どもたちをめぐる痛ましい事件が多発していますが、このような事件を起こさないために、学校、家庭、地域社会、行政が一体となって、命の大切さを訴え、青森県の次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ちたくましく生きていくように育てていく必要があります。このため、県民一体となって、命を大切にすることを育む環境づくりを推進します。

①命を大切にすることを育む県民運動の推進

- ・命を大切にすることを育む県民運動推進会議を開催し、民間団体や関係機関での一層の取組を推進するとともに、ポスターやチラシ、新聞広報などにより広く周知し、命を大切にすることを育む運動に関する意識啓発を図ります。

②命を大切にすることを育む教育の推進

- ・学校において、命を大切にすることを育む教育や道徳教育を実施します。

(6) 自然とふれあう体験交流の促進

①自然環境の保全とふれあいの推進

- ・子どもの成長にとってかけがえのない自然を守り育てるため、自然環境の保全を推進します。
- ・野外での多様な自然体験活動をとおして、様々な冒険に挑戦することで、仲間との相互交流を深め、仲間づくりや個性の伸張を図り、自然のすばらしさと大切さの理解を図ります。
- ・子どもたちの交流や自然体験ができる溪流や河川、水辺、海浜空間の整備を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習を推進するとともに、緑の少年団や青少年教育施設等での自然体験活動を通して、家族や仲間とふれあいながら豊かな心を育む機会を提供します。
- ・キャンプ、アウトドアスポーツなど自然に親しむ活動を通じて自然体験、社会体験などの機会を提供し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ・青少年教育施設などを利用する子どもたちに野外活動やディスカッションの場を提供し、生きがいや社会参加について語り合うなど、子どもたちと社会人や大学生・高校生との情報交換や交流を深めます。
- ・子どもたちの、地域の自然環境や野生生物、自然環境保全に対する意識の高揚を図ります。

②都市と農山漁村との交流の促進

- ・都市住民や子どもたちを対象に、農山漁村を体験学習の場として活用し、農林水産業やその多面的機能の重要性の理解促進を図ります。
- ・農山漁業体験や地元の食材・料理を活用しながら、農山漁村に滞在し、農業や漁業体験、自然や伝統文化、地域の人々とのふれあいを楽しむ活動を推進します。
- ・農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に資する各種公益施設、農村に存する伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した各種生産基盤等の整備を図ります。

③地域食文化体験活動の推進

- ・子どもたちが農林水産業や地域の食文化に対する理解を深め、健全な食生活をおくる力を身に付けるための「食育」を推進します。
- ・いのち育む「食」を生み出す農林水産業や地域特有の食文化に関する体験活動を通じて、子どもがいのちを慈しみ、食べ物に感謝し、ふるさとを誇りに思う心を育みます。
- ・地域食材を生かした伝統料理の積極的な情報発信や新たな食文化の創造に努めます。



3 働きながら子どもを育てるために

－ 仕事と子育ての両立を支援します －

(1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進

男女が共に働きながら子育てをすることができるよう労働環境の整備を図ります。

①仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの推進

- ・ 妊産婦に関する就労制限などの母性保護規定や、健康診査の受診時間の確保、通勤の緩和などの母性健康管理について、事業主への啓発に努めます。
- ・ 子どもの学校行事や通院など、子育てに配慮した人事・労務管理を行うよう、事業主に対する啓発に努めます。
- ・ 仕事と子育てを両立させるための労働条件改善のための意識向上を図ります。
- ・ 企業の人事・労務担当者及び労働者、一般県民が職業生活と家庭生活の両立について理解を深めるよう啓発に努めます。

②多様な保育サービスの提供

- ・ 保育所定員の見直しや円滑化等により、入所待機児童の解消を図ります。
- ・ 子どもを安心して託すことができるよう、保育所運営の健全化や保育士の資質の向上を図り、保育水準の向上に努めます。
- ・ 保育所における延長保育、休日保育など、多様な保育サービスを計画的に促進します。
- ・ 保育所に通所している児童が、病気により集団保育が困難な期間に、保育所等に付設されたスペースで一時的に児童を預かる病後児保育を推進します。
- ・ 幼稚園における預かり保育を推進します。
- ・ 認可外保育施設の保育サービスの向上のために、児童に対する健康診断等の助成と職員に対する研修・指導を実施します。

③放課後児童対策の充実

- ・ 昼間保護者のいない子どもたちが、放課後適切な指導者のもとで安心して過ごせるよう放課後児童クラブの設置を促進し、未実施市町村の解消を図ります。
- ・ 放課後児童クラブの土日等の開設を促進します。
- ・ 放課後児童クラブの障害児の受入を促進します。
- ・ 放課後児童クラブの指導者に対する研修等を行い、指導者の育成と組織化を図ります。

(2) 男性を含めた多様な働き方の見直し

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように働き方の見直しを進めます。

①男性を含めた多様な働き方の見直しの普及啓発

- ・ 家族がともにゆとりのある生活時間を確保し、子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、労働時間の短縮等について、職場や県民の合意形成に努めます。
- ・ 週40時間労働制の定着を図るとともに、完全週休二日制の普及促進、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減により、労働時間の短縮の普及促進を図ります。

- ・パートタイム労働や派遣労働など多様な働き方を選択できる環境を整備すると共に、フレックスタイム制、在宅勤務制など多様な勤務形態の導入促進に努めます。
- ・夫婦、親子が愛情と信頼の絆で結ばれたぬくもりのある家庭づくりのための「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及啓発を推進します。

②育児休業取得への意識啓発の推進

- ・現在実施している育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する制度などを通じて、育児・介護休業制度の導入及び利用を促進します。

③家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会づくりへの理解を深めるとともに、県内における気運の醸成を図り、家庭生活における男女共同参画を推進します。

(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

本県は、他県に比べて第一次産業従事者の割合が高いことが特徴となっていますが、農山漁村においても仕事と子育てが両立できるよう、子育てニーズにきめ細やかに対応するため、地域の実情に即した弾力的な保育サービスなどの取組を推進します。

①農山漁村における仕事と子育てが両立しやすい環境づくりの推進

- ・農山漁村における男女共同参画を推進し、経営及び生活面の適正な家族の役割分担や給与、休日などの就農条件の整備を進めます。また、農山漁村の高齢者等が持っている子育ての知識や経験の活用を図ります。
- ・家族経営協定の締結等による女性の経営参画や専門的な知識、技能を有する高齢者の活用を推進します。
- ・へき地など特殊事情にある地域における保育サービスの充実に努めるほか、施設の運営に対する支援を充実します。
- ・豊かで住みよい農村環境の整備にあたって、地域住民やNPOなど、多様な住民参加と連携の下に、総合的に進めます。



4 安全安心な子育てをするために

－ 子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します －

(1) 子どもの安全の確保

①安全な道路交通環境の整備

- ・子どもを安心して外出させることができるよう、歩道や自転車、歩行者道の確保、街灯の整備、ガードレールや水路の安全防護施設の整備などに努めるとともに、交通安全対策の充実に努めます。
- ・冬場の安全な通学路を確保するため、歩道の除排雪に努めます。
- ・誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道（自転車・歩行者道については幅員3m以上）等の整備と段差のない歩行空間バリアフリー化の整備に努めます。
- ・誰もが安心して道路を渡れるよう、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用に努めます。
- ・死傷事故発生割合が高い箇所において、信号機等の整備、生活道路への通過車両の進入や速度の抑制等により、交通安全に努めます。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・子どもを交通事故から守るために、自治体・交通関係団体等地域ぐるみの交通安全活動を行い、交通事故防止に努めます。
- ・幼児と児童を交通事故から守るため、実践指導者等に交通安全知識や安全指導技術の習得を図り、幼児等の交通安全教育の充実に努めます。
- ・チャイルドシートの正しい着用を推進するため、指導員を養成し、保護者等に対して指導や情報提供、再利用活動に努めます。

③子育てにやさしいまちづくりの推進

- ・「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方など、全ての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備を推進します。
- ・障害者や高齢者等に配慮した建築物の整備状況など、バリアフリーに関する情報の提供に努めます。
- ・公共施設や不特定多数の県民が利用する民間施設でのベビーカーの配置、授乳室、託児室や親子用トイレの整備を進めるよう働きかけていきます。
- ・新設、大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、鉄道事業者がエレベーター等を設置することでバリアフリー化を推進するよう働きかけていきます。
- ・地域住民にとって重要な移動手段である路線バスについて、ノンステップやワンステップスロープ付きバス車両の導入を推進します。
- ・子ども連れで楽しめ、子どもが安心してのびのびと遊べる空間の整備に努めます。

④ 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進

- ・地域住民にミニ広報紙を配布し、犯罪等に遭わないための安全情報の提供に努めます。
- ・地域住民が自主的防犯行動を行うことにより、犯罪を効果的に抑止するために、犯罪の発生状況、具体的な防犯対策等に関する情報提供に努めます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、学校等との連絡体制を充実します。
- ・警察署単位で自治体、地域住民、防犯ボランティアに犯罪発生情報を提供し、犯罪発生の抑止に努めます。
- ・少年補導協力員等少年警察ボランティア等と学校関係者、警察が連携し、学校付近や通学路の防犯パトロールに努めます。

- ・住宅等への侵入防止に関する専門的な知識を持つ防犯アドバイザーによる防犯講習を行い、住民の自主的防犯行動の促進に努めます。
- ・教職員、保護者に対する防犯講習会を実施し、学校、保育園における安全の確保に努めます。
- ・緊急避難場所である子ども・女性110番の家に対して、情報の提供や助言等を行い、防犯ボランティア活動を支援します。

⑤安全安心なまちづくりの推進

- ・地域で子どもが犯罪に巻き込まれないように、子ども緊急通報装置の整備に努めます。
- ・防犯性能の高い建物部品目録に掲載の建物部品や、その他の防犯機器を防犯講習等を通じて広報し、普及に努めます。
- ・道路・公園等の公共施設や住宅の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を推進し、犯罪に遭いにくいまちづくりに努めます。
- ・地域の犯罪抑止、住民の防犯意識の高揚に努めます。

(2) 子育てを支援する生活環境づくり

①子育てを支援する良質な住宅の確保への支援

- ・入居者の世帯状況に応じた住宅の確保ができるような公共賃貸住宅間の住み替えに関する制度の改善に努めます。
- ・多様な公共賃貸住宅の中から、居住ニーズに合致した住宅を比較・選択することができるよう、情報提供や相談を総合的に推進します。

(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

①子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実

- ・学校や教育委員会、関係機関の職員で構成する「サポートチーム」により、児童生徒の問題行動への指導助言を行います。
- ・出会い系サイトを利用した犯罪の被害から少年を守るために、出会い系サイト規制法や出会い系サイトの危険性を広報啓発し、被害の防止に努めます。

②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・子どもの健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類の販売等について規制し、各種ボランティア等との連携による有害環境の浄化活動を推進します。また、青森県青少年健全育成条例の周知を図り、県民一人ひとりが、子どもの健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるよう意識啓発を進めます。
- ・出会い系サイト規制法及び出会い系サイトの危険性について、関係機関、関係業界等に対して指導を要請し、有害環境対策の推進に努めます。
- ・出会い系サイトを介した犯罪の被害から少年を守るため、関係機関との連携に努めます。

5 みんなが子育てに参加するために

－ 子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します －

(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進

子育て支援サービスの質の向上を図るために、子育て支援サービスの県域のネットワーク形成の促進について取り組みます。

①子育て支援機関のネットワークの推進

- ・地域での子育てネットワークの中核として活動している地域子育て支援センターのネットワーク化を図ります。
- ・放課後児童クラブの県域でのネットワークを図ります。
- ・子育てサークルの組織化やその活動の活性化を図ります。

②学校、医療機関、行政との連携の促進

- ・学校・医療機関・福祉関係機関・行政機関等の連携を図ることにより、子どもへの虐待未然防止・早期発見のネットワーク構築を促進します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高める施策に取り組みます。

①家庭教育への支援の充実

- ・家庭教育支援の充実を図るため、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を促進します。
- ・家庭教育支援を行うための専門的知識や技術に関する研修を行い、地域に密着した人材を育成します。
- ・自信を持って子育てに取り組んでいくため、家庭教育手帳を未就学児、小・中学生の子どもを持つすべての親に配布します。

②地域の教育力の向上

- ・地域の子どもと大人がスポーツ・レクリエーションを通じて、人と人、地域と地域が活発に交流できる環境をつくり、地域のコミュニティを再生します。
- ・特殊教育諸学校の児童生徒及び地域住民を対象としたスポーツ交流会を開催し、地域スポーツの振興を図ります。
- ・地域と学校が連携協力し、奉仕活動・体験活動の機会充実を図ります。
- ・児童生徒に、「豊かな人間性や社会性」並びに「自ら学び自ら考える力」を育むために、自然体験活動や奉仕的な活動、ものづくりや勤労生産活動、職業体験などをとり入れた学習を推進します。
- ・子どもたちの成長にとってかけがえのない自然を守り育て、自然に親しむ機会を作ります。
- ・郷土の貴重な文化財や資料を、子どもたちの学習教材として活用できるよう支援をします。
- ・青少年が科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる環境の整備を図ります。
- ・身近な水辺環境を活用した農家と地域住民の交流に基づく地域づくりを推進し、農業、農業用水等の水辺環境の体験学習を推進します。
- ・農村地域社会の発展のため、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、都市と農村の交流促進を図ります。

- ・農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に各種生産基盤等の整備を図ります。
- ・子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するため、地域内における環境活動を推進します。

(3) 普及啓発活動の推進

子どもが一人の人間として尊重されるとともに、子育ての重要性を認識し、男性も女性も子育てを楽しむことができ、社会全体で子育てを支援することができるよう普及啓発活動を推進します。

①社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進

- ・子どもの健全育成や「命を大切に作る心を育む県民運動」の推進、男女の固定的な役割分担意識の是正、女性の社会参画の促進、子どもの人権の尊重などについて、家庭や地域、学校、職場などにおいて、広く県民の意識啓発を推進します。
- ・子どもの健全育成に関わる県民運動を支援し、子育て支援社会への一人ひとりの主体的な関わりを推進します。

(4) 推進体制の整備

この計画を、「県民参加」と「利用者本位」の視点に立って、総合的に推進するため、県民の意見やニーズを把握し、市町村との連携をはかり、市町村への支援を行い、関係機関と一体となって取り組むとともに、施策の展開にあたっては、子どもの意見を尊重するように努めます。

①子育て支援を推進するために、特に支援に努める事業

- ・子育て支援の重要な部分を占める保育事業については、市町村地域行動計画が推進されるよう特定14事業（通常保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、子育て短期支援事業、休日保育事業、放課後児童健全育成事業、乳幼児健康支援一時預かり事業（派遣型、施設型）、一時保育事業、特定保育事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業）に対する支援に努めます。

②県・市町村支援における推進体制の整備

- ・プランの推進状況の把握や施策の円滑な実施に努めます。
- ・市町村における地域行動計画の計画的な施策の実施の支援に努めます。

③地域の推進基盤づくり

- ・地域における子育て支援の人材資源である子育てメイトや地域のボランティア（あしゅまる隊など）や子育てサークル、母親クラブなど、地域で子育てを支える人たちの地域のネットワークづくりや活性化を図り地域の子育て支援を推進する基盤づくりに努めます。



わくわくあおもい子育てプラン

〈ダイジェスト版〉

青森県次世代育成支援行動計画
前期計画(平成17年度～平成21年度)

(平成17年2月)